

# 日本におけるプライバシー権と 自己情報コントロール権の発展

法学研究科公法学専攻博士後期課程3年  
始澤 真純

## 【要旨】

欧米で発展したプライバシーの権利は欧米で発達した理論である。二次大戦後にはその研究の多くが日本に伝わり、日本のプライバシー権は米国の影響を受けながら急速に発展してきた。現在プライバシー権は、情報化社会におけるコンピューターの急速な発展と、表現媒体の変化から危機にさらされている。「宴のあと事件」以降は、伝統的プライバシー権と共に、自己情報コントロール権が芽生え、有力に主張されるようになった。プライバシー権に関する学説も発展し、その保護の求められる範囲は、「公的空間」・「私的領域」・「個人情報」の以外にも、個人の生活の平穏や自己決定、「データ・ダブル」にも及ぶ。

伝統的プライバシー権は「一人でいさせてもらう権利」として私事を保護するという自由権的・消極的面を有するが、自己情報コントロール権は、自身に関する情報を誰にどこまで公開するかを決定する権利であり、情報保有者に情報の適正な収集・利用・管理及び訂正・抹消を求める積極的・請求権的側面を有している。

キーワード：プライバシー、私事の秘匿、一人で放っておいてもらう権利、自己情報コントロール権、データ・ダブル

## 【目次】

- I. 問題の所在
- II. プライバシー権の変遷と構築
- III. 自己情報コントロール権の特徴と学説の展開
  1. 自己情報コントロール権の特徴
  2. 自己情報コントロール権に関する問題
- IV. まとめ——本研究の総括と残された課題

## I. 問題の所在

プライバシー権とは当初欧米で主張された理論であり、その多くは二次大戦後日本に紹介され、それと共に急速に発展した学問領域である。「プライバシー」という用語そのものは日本語として定着しつつあるが、この用語は法律専門用語であるため、プライバシーの概念と意味を定め、プライバシーの概念により保護される個人の生活領域をいかに定めるか等の問題はまだ完全に解決していない<sup>1</sup>。そのため、プライバシーの定義の曖昧さが問題となっている。「私生活の秘密を保護する権利」と一般には認識されているが、その具体的内容はいまだ明らかではなく<sup>2</sup>、多くの場合はゴシップ紙等に自身の秘しておきたい情報が掲載されないこと等のように思われている。

前稿<sup>3</sup>では日本におけるプライバシー保護の重要な転機となった「宴のあと事件」（東京地裁判決昭39・9・28下民集15・9・2317）までの学説の継受を中心に概観したが、本研究はその後のプライバシーに関する学説の変化とその影響から、初めに日本におけるプライバシーの特徴と、自己情報コントロール権の芽生えを概観し、次いで、自己情報コントロール権について学説や関連する判例紹介しながらその特質と権利性について考察する。付言として、自己情報コントロール権の優れた面と問題点について言及した。なお、本研究は現在の自己情報コントロール権の芽生えの背景・発展と共に日本のプライバシー権の学説の変遷についてのものであるため、諸外国のプライバシーに関する論文紹介は必要な限りにとどめた。

## II. プライバシー権の変遷と構築

日本での権利提唱の背景は、二次大戦後の米国の法理論の流入である。特に影響のある論文は、ウォレン＝ブランダイス両氏の執筆した「The Right to Privacy」<sup>4</sup>であり、プライバシー論議に極めて大きな影響を与えたとされている。この論文の書かれた背景は、イエロージャーナリズムへの対抗であり、個人の権利と表現の自由との対立が主な問題となっている。両氏が述べるように、従来プライバシーと考えられていた権利は「一人にしておいてもらう権利（Right to be let alone）」であり、これは、「私的領域への介入を拒絶し、自己情報を自ら管理する権利」<sup>5</sup>だった。このウォレン＝ブランダイス両氏の論文は、佐藤氏の述べるようにプライバシーの権利を論ずる際の出発点<sup>6</sup>になっており、この「一人にしておいてもらう権利」が日本においてプライバシーを考える場合の基礎となったと思われる。

前稿で考察した「宴のあと事件」が日本におけるプライバシーに関する根本的理解となつたとされている。判旨でプライバシー侵害の要件とされたのは、①私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある事柄、②一般人の感受性を基準にして、当該私人の立場に立った場合に公開を欲しない事柄であること、③一般の人々に未だ知られていない事柄、であり、プライバシー権は「みだりに私生活上の事実を公開されない自由」と示された。これは私生活を公開させないことを目的とする「伝統的プライバシー」における理

解である<sup>7</sup>。

この判決以来、日本においてプライバシー権は、私生活にかかわるもの<sup>8</sup>と考えられてきた。当初から定義されていた「私生活」とは、私邸内での行動や個人の生活行動等実質的な生活の領域であるとされる<sup>9</sup>。判例においても、プライバシーとされたものは、過去の犯罪行為<sup>10</sup>、前科<sup>11</sup>、身体的特徴・疾病（持病・病歴）<sup>12</sup>、指紋<sup>13</sup>、行動・私生活等があり、個人識別情報である容貌<sup>14</sup>や住所<sup>15</sup>等、私事に関する秘匿が保護されるべきものとされている。

一般にも浸透しているプライバシー権であるが、現在も日本国憲法に「プライバシー」という文言はない。しかし、日本国憲法制定に関して、総司令部における「憲法改正諸案の検討」においては、プライバシーの権利を基本的人権の枠に入れることが望ましいと考えられていることが指摘されていた<sup>16</sup>。「憲法に次の事項を入れることが望ましいが、必ず入れなければならないというものではない」という部分で、プライバシーの権利は、「(1) Right of privacy particularly as applied to eavesdropping and constant inspection of homes by peace officers, except inspections authorized by state.」((1) プライバシーの権利。特に警官による盗聴と私宅の頻繁な訪問を禁ずること。後者については、法律の定めのある場合を除く)<sup>17</sup>とある。このように、当初保護されるべき中心として考えられていた権利の内容は、「領域的」なものであった。

欧米では一般的にプライバシーとは空間的・領域的な感覚で捉えられることが多い。前述したウォレン＝ブランドイス両氏の論文において、一貫して述べられていることは、他者からの私的領域への介入を拒絶し、自己情報を自ら管理する権利<sup>18</sup>であると思われる。しかし日本ではそれと異なり、「私事の秘匿」を主なプライバシー侵害と考えていると思われる。日本にプライバシーが流入した際に、プライバシー権の意味を領域的・情報の統制ではなく、「私事の秘匿」として捉えたのは、プライバシー権の継受・発展に関する日本独特の事情があったと思われる。

第一に、日本独特の生活様式である。日本人の国民性である団体主義と、日本独特の生活様式で生活するため「私事の保護」・「領域への侵入」という概念が長い間存在しなかった。そのため、自分の属する集団と他人の集団との間に明確な境界線を設定する感覚が欧米よりも希薄であるといえる<sup>19</sup>。そのため、欧米の領域的・空間的なプライバシー観念が芽生えにくかったと思われる。加えて、行動範囲の狭い農村社会の濃密な人間関係の中では、誤った情報でも弁解する等自身で周囲の情報を管理し、構築することもできたからである。

第二に、「宴のあと事件」で示されたプライバシーの概念である「私事の公開」という部分が大きく注目されたため、日本は欧米とは異なり、領域よりも「私的情報の公開＝プライバシー侵害」と認識されているように思われる。このことは、日本においてプライバシー侵害という用語の多様さ・曖昧さを示す要因の一つである。さらに、判決の当時は福祉国家化・コンピューター技術等が現在と比較にならないほど小さいものであったことから、個人

情報という面がそれほど考慮されなかったこともその理由として挙げられる。

第三に、名誉権との混同である。前稿で紹介したが、日本においては、プライバシー侵害は名誉侵害と認識されることがある。当該人物の公開を欲しない情報の公開によりダメージを受けた、という部分は共通するため、名誉権とプライバシー権は同一視されることも多い。前述したプライバシーに関する判例も、名誉権に関する判例と同様に、多くの判例が個人の情報の保護・表現の自由との対立、という構造をなしている。これは、表現の自由との調整について、どの限度でプライバシー侵害による差止請求を許容すべきかにあり、我が国では、名誉とプライバシーとの法益を精査しないまま名誉とプライバシーを一括して表現の自由との問題を人格権侵害として論じてきたためである<sup>20</sup>。

このように、重複するが日本におけるプライバシーという用語は曖昧さはあるものの、判例・一般的認識では「私事の秘匿」として認識されてきた。前述した「宴のあと事件」判決は、個人の私生活の保護と、表現の自由との対立を明確に顕した。このように、当初日本におけるプライバシーに関する問題の中心は、表現の自由とプライバシー保護との衝突だった<sup>21</sup>。

しかしながら、現代においては、伝統的なプライバシー保護の在り方にも問題が生じている。伝統的プライバシーは主として私法上の、特に不法行為上の保護法益として観念されてきた。このような発生史的理由もあって、この伝統的観念はプライバシー権の内容や、「憲法上のプライバシー権はいかにあるべきか」という疑問にほとんど解答を与えることができない<sup>22</sup>。そして、現代保護が求められている個人情報法保護に関して、伝統的プライバシー権のみではその保障が十分ではない。殊に、国家・私人に限らず住所・氏名等の単純な個人識別情報等の公開をされた場合は、憲法上の表現の自由と衝突しない場合もあるため、憲法上の保障を求められるのか、という問題もある。これが、自己情報コントロール権の芽生えの一端となっている。

日本においてものプライバシー権の内容を顕す学説は、「私生活の侵入・私事の公開」<sup>23</sup>、「個人の自己情報コントロール権に対する侵害」<sup>24</sup>、「他者による評価の対象となる事のない生活状況または人間関係が確保されている状態」<sup>25</sup>、「私事の自己決定権」<sup>26</sup>、「宗教的または心の静謐」<sup>27</sup>、「社会が関心をもつことが許されない事柄をプライバシーと捉え、社会の関心が免れる自由が侵される時は一定の作為・不作為を要求する権利が生ずる」<sup>28</sup>とする説、学説・判例を「生活平穩権」・「情報コントロール権」・「自己決定権」と分類する見解<sup>29</sup>等がある。これらの説の中にも、伝統的プライバシーの性格と、自己情報コントロール権の性格がみられる。「宴のあと」事件以降は、自己情報コントロール権の性格を有する説が多く散見されるようになる。

自己情報コントロール権の芽生え・発展の背景は、コンピューター・表現媒体の変化・簡易化・情報処理能力の飛躍的進歩が個人の想像を上回ったことにある。これまで法や社会が

想定していなかったインターネット上での個人情報、高度情報化社会で様々な情報へのアクセスが容易になったことで、一度漏洩した私的情報はただちに他者の目に晒される危険性をもつ。そのコピーや瞬間的な拡散や永久的な保存も可能となる。情報漏洩が直ちに私生活の平穩を具体的に侵害するものではないとしても、情報の漏洩は意に反する他者への公開の危険（私生活の平穩を侵害する抽象的危険）を包含する<sup>30</sup>。

対国家の問題としては、現代の福祉国家は、従来私生活とされていたことに関する情報も収集し、介入するようになった。これに対応して諸外国ではプライバシーを自己情報コントロール権として構成する説や判例が散見されるようになった。また、米国が90年代に憲法上のプライバシー権として、私事決定権と個人情報を開示しない権利としての情報プライバシー権としての側面がある事を認めたことで、プライバシー権を自己情報コントロール権として構成しようとする説が多くの支持を得るようになった<sup>31</sup>。日本でもそれに伴い、憲法13条の自己決定権から、プライバシー権をより積極的に「個人が道徳的自律の存在として、自ら善であると判断する目的を追求して、他者とコミュニケーションし、自己の存在にかかわる情報を開示する範囲を選択できる権利」<sup>32</sup>としてとらえる説が支持を得ていった。これにより、私事の保護を求めると共に、自身で公開する情報を決定することが求められるようになった。

こうした時代背景に対応したプライバシー権は、公権力による個人情報の取り扱いをいかに規制するかという問題点に応えるものでなければならない<sup>33</sup>。こうした要請から、米国が90年代に憲法上のプライバシー権として、私事決定権と個人情報を開示しない権利としての情報プライバシー権としての側面がある事を認めたことで、前述したようにプライバシー権を自己情報コントロール権として構成しようとする説が多くの支持を得ている<sup>34</sup>。日本でもそれに伴い、憲法13条の自己決定権から、プライバシー権は私法上の自由権から公法上の請求権<sup>35</sup>として認識されはじめた。それに伴って、プライバシー権とは、私事の保護を求めると共に、自身で公開する情報を決定できることが求められるようになった<sup>36</sup>。

このように、日本において、社会・時代が変化するごとに、プライバシー権に対して求める保護は変化している。権利の根幹も「私事の保護」から「個人情報の保護」に移りつつある。その要因は、個人情報を収集した者がどの程度個人情報を保護して漏洩等を防げばいいのか、どの程度なら正しい利用なのかを把握できていないことにあると指摘がなされているが<sup>37</sup>、これは、現代のプライバシー保護の難しさとその認識をめぐる混迷を顕している。それについて次章より、日本におけるプライバシーの発展、とくに自己情報コントロールに関する学説を紹介し、その内容とさらなる発展を判例の関わりと共に、その良い点と問題点と共に紹介していくこととする。

### Ⅲ. 自己情報コントロール権の特徴と学説の展開

#### 1. 自己情報コントロール権の特徴

プライバシー権が最初に登場した時代から、現在の社会事情は大きく変化している。そのため、現在に至るまでもプライバシー権は変化し続けていると考えられる。本章では、プライバシーに関する考え方の推移と共に、自己情報コントロール権の発展である「データ・ダブル」の問題についても検討したい。

前述したように、社会の変化とともに、プライバシー権の捉え方も変化している。山本氏はプライバシー権の変遷の段階について、ウォレン＝ブランドイス両氏の述べる「一人でもいてもらう権利」・「宴のあと事件」（1964年）で述べられた私事をみだりに公開されない権利、等の私事の秘匿に関する権利が主張された時期を「第1期——私生活秘匿権」、自己情報コントロール権が主張されはじめた時期を「第2期——ウエットな自己情報コントロール権」、その後の変化を「第3期——システムコントロール」と顕している<sup>38</sup>。

「第1期——私生活秘匿権」<sup>39</sup>とは、1960年代までのプライバシー権が日本に紹介され、一般にも浸透していった時期である。この時期については前稿において論じたため簡単な紹介にとどめるが、日本におけるプライバシー権の展開は、「私的領域を確保する／できる権利」・「詮索されない権利」<sup>40</sup>として展開し、「宴のあと事件」の判決の中で述べられた「みだりに私生活上の事実を公開されない自由」がプライバシーの考え方として定着した。このように、日本の初期のプライバシーとは、典型的には「私事」が「公開」されることによって「侵害される」<sup>41</sup>ことによって生じるとされた。

しかし、情報技術の革新と個人情報保護・管理の面から、プライバシーを消極的権利だけではなく、請求権的な権利として位置付ける観点も登場してきた。これを基礎づけたのは、佐藤氏の提示した「自己についての情報をコントロールする権利」<sup>42</sup>である。この「自己情報コントロール権」が第2期の「第2期——ウエットな自己情報コントロール権」<sup>43</sup>の中心として紹介されている。この時期は、自己情報コントロール権（現在では通説的地位）が主張され形成された時期である。私事の秘匿という伝統的プライバシー権だけでは、コンピューターの発達した情報化社会・福祉国家での人権保障が困難であるためである。例えば自身をモデルとする話が公開されたり、自身に関する誤った報道は、表現の自由で対抗として名誉侵害として主張できるができることもあるが、本人の名誉を侵害しない情報の公開（例.住所や氏名の公開等）は伝統的プライバシー権では十分に保護することができない。

日本においても1990年代からは、自己情報コントロール権に関する説も多く見られるようになった。それらは、米国の理論の継承に加え、現代日本におけるプライバシー権の発展・成熟から構築されたためであった。前述したように、プライバシー権とは、他者とのかかわりの中で、「自己の存在にかかわる情報を開示する範囲を選択できる権利」<sup>44</sup>と考えられはじめた。現代において問題となるのは、プライバシーと表現の自由の対立と共に、個人情報に

関するプライバシー侵害である。それに伴い、自身が周囲に公開する情報を決定するという点から、佐藤氏はプライバシー権を米国の判例を紹介しながらプライバシーの意義を「他人が自己についてのどの情報をもちどの情報をもちえないかをコントロールすることができるという面に存する。」<sup>45</sup>と述べている。さらに、プライバシー保護を自己情報の統制という面から、プライバシー権を社会の中における自己のイメージを構築する自由という考え方も現れるようになった。「公衆は、いかなる社会関係へも自由に立入り、彼がどのような舞台上で演じる役割イメージをも、自らの社会公共のコンテキストの中で役に与えられた『役割期待』と比較し、『役割イメージ』の『真偽性』をテストしつづける」事ができるとされている<sup>46</sup>。棟居氏の述べるように、「人間が多様な社会関係に応じて多様な自己イメージを使い分ける自由」<sup>47</sup>・「役割イメージ」<sup>48</sup>をプライバシー権とし、法的な保護が求められた。

このように初期のプライバシー権と自己情報コントロール権の違いの1つに、初期のプライバシーの権利は自身の私事に関する情報を大多数の人・全ての人に対して公開したくない（広く発行される文章等で自身の秘しておきたい情報や個人の生活が公開されない権利）、という面が強調されているのに対し、自己情報コントロール権とは、山本氏が「ウエットな」という言葉を付し、「自己情報コントロール権」というドライで現代的な名称を与えられながらも、相当にウエットなものである<sup>49</sup>と述べていることから、自身の情報を所有する人間に対して、その情報を承諾なく公開しないことを求める権利であると思われる。現代的なプライバシー権の保護の主張は、情報化社会の問題から派生した権利である。しかしながら、プライバシー権を「自己に関する情報をコントロールする権利」（情報プライバシー権）と解する見解には有力な異説もあった<sup>50</sup>。情報プライバシー権は個人に関する情報の収集・取得・保有・利用の面等に応じて問題となるが、これは私人以外にも、公的機関に対抗できるとされる。すると、不当に情報を収集されない権利（自由権としての側面）と共に、請求権としての側面も有することになる<sup>51</sup>。このように、プライバシー権は個人に関する情報を秘匿するという消極的な権利だけでなく、積極的に開示する情報を決定したり、訂正や削除を求める請求権的観点も必要になる<sup>52</sup>。そして、プライバシー権を、「一人で放っておいてもらう」という消極的な面だけでなく、私的事項について決定を干渉されない（自律権ないし自己決定権）の意味で用いることが論じられている<sup>53</sup>。このように、プライバシー権も請求権（受益権）の性質をもつ権利であるという方向に転嫁する傾向にあった<sup>54</sup>。松井氏はプライバシー権として保護されるものをこれまでのものよりも広く捉え、公的に知られていない情報の秘匿と共に、本人の承諾なき個人情報の取得・管理・利用・開示・提供も原則として法律の受権に基づいてのみ許されるとも論じた<sup>55</sup>。

初期に主張された伝統的プライバシー権は、「私事の秘匿」という、自由権的・消極的面がその根幹とされていたが、現在のプライバシーとして保護を求めるものはそれらと共に、個人に関する情報の管理であろう。自己情報の閲覧・訂正・抹消の請求や、利用・伝播等の

抑制には原則として法令の裏付けが必要になるが、自己情報コントロール権としてのプライバシー権は、本来の自由権的としての性格の他に、積極的な請求権としての性格も有する<sup>56</sup>。つまり、自己情報コントロール権の「コントロール」とは、自身に関する情報を「いつ、どのように、どの程度まで他者に伝達するかを自ら決定する権利である」とされている<sup>57</sup>。このように、プライバシー権は日本に紹介された当時の「一人でおいてもらう権利」から、より積極的なものとして変化しているのである。このことから、現代におけるプライバシーの中心的構成要素は、自己について何らかの決定がなされる際にその決定を基礎として利用される個人情報、適切なものであることに対してもつ個人の利益なのである<sup>58</sup>。

山本氏の述べる「第3期——システムコントロール」<sup>59</sup>では、さらなるプライバシー権の展開と新しい視点が加えられている。現代においては、人々は自身が信頼のおける、あるいは納得のいく情報システムには自発的にデータを提供し、そこの管理に実を委ねる傾向にある<sup>60</sup>。これは、データバンクに対する新しいプライバシー保護の在り方の問題であり、以前から平松氏も新技術の開発による新たなプライバシー侵害を提言していた<sup>61</sup>。その背景は、コンピューター技術の発展による情報の連結可能性・検索可能性と、現代のデータベースへの依存である<sup>62</sup>。人々がアクセスできる情報が増加したことで、我々は極端に増えた情報の中から最適な選択肢を提示する情報やデータベースに頼らざるを得なくなったためである<sup>63</sup>。これに対し、情報を収集・管理・利用する側は、大きな責任を有すると共に、国民はその自身の情報に対してアクセスすることが必要になる。そのため、プライバシー権は、憲法上は自由権的性格と同時に、請求権的性格を有するのである<sup>64</sup>。

このようなプライバシーに関する認識の変化は「転回」<sup>65</sup>ともいえるが、現代における人々のプライバシーの関心は、今では個人そのものとそれをとりまく生活世界よりも、その個人情報蓄積され、その使用や流通が管理されているデータベースやシステムの方にあると指摘がなされている<sup>66</sup>。かつてのプライバシーは個人の問題だったが、今日では情報を管理するシステムの問題なのである<sup>67</sup>。その一つが、「ダブル」の問題である。

データのダブル（「データ・ダブル」、分身・もう一つの自己）<sup>68</sup>とは、これは端的に言えば、情報を収集する側がある人物等に関して蓄積された情報から、その人物像を形作ることである。これは、収集されたデータを元に本人が知らないところで作り出された個人のメージであり、このプライバシー侵害の問題は従来の考え方とは異なり、プライバシーを侵害する可能性のある側から見ているのである<sup>69</sup>。この問題は自己情報コントロール権の中でも、個人情報の収集・管理等によるプライバシー侵害に歯止めをかけようとする考え方であり、現在の発達したデータバンクや福祉国家の中で特に求められる主張である。

このデータ・ダブルについての例について、阪本氏は個人情報との関わりの問題を述べており、以下それについて紹介する<sup>70</sup>。その例は、X（資産家）の寄付を得たい為に、インターネット情報を等を利用して、Xの有している不動産・保有している会社の株・寄付してい



る政治団体等を調査する。そうしたXに関しての情報から、Xがどのような人物で、どのような価値観をもち、どのように行動するかについて収集した情報をもとにXの人物像を構築する。これは個人情報管理の問題と共に、その人物を覗き見しているような伝統的プライバシー侵害の面も指摘できる<sup>71</sup>。それに加えて、特定の人物に関して収集した情報は、その人物の嗜好を知るための良い手がかりになり、財産的価値を有する。その情報の売買の可能性や、その情報の整合性も問題となる。

このプライバシー侵害の在り方は「情報収集型」の侵害であり、前述した「宴のあと事件」についてのプライバシー侵害の在り方は「公開型」の侵害であるといえよう<sup>72</sup>。

このように、データ・ダブルには多くの問題を含んでいる。その情報の第三者提供や、当該情報が公開されればその人物が社会的に自由な人間形成ができなくなるような情報、個人の中核や世界観に関わる情報が収集される場合もある。それは先述した学歴・職歴・家族構成以外にも、病歴・犯罪歴・宗教等やであるが、これは、自己情報コントロール権の自己に関する情報の閲覧・訂正・末梢等の請求とも関連する。国家や私人の保有する情報の開示・請求・削除を求めることは伝統的プライバシー権のみで対処することが困難である<sup>73</sup>。情報を保有している者にその情報の適正な管理を求め、個人が自己についての情報を知り、必要な場合は訂正を求める権利である<sup>74</sup>。この「ダブル」とは個人に関する情報の収集による侵害であると考えられる。この点において情報コントロール権とは、情報化社会の中で個人が自らの情報を公開しながらも、その情報の一人歩きや濫用を防止するための「安全装置」<sup>75</sup>なのである。

「ダブル」のような情報収集に関する問題については、情報の適正な収集・利用・管理について指摘がなされているが、これは、公開の方法によれば、報道によるプライバシー侵害と共に、モデル小説等個人を題材にした作品でも、伝統的プライバシーの観念とは異なった面から個人のプライバシー権を侵害することがある。

前述した「宴のあと事件」では、その保護された権利は「私生活をみだりに公開されない権利」として、伝統的プライバシー権の一つとして位置付けられたが、原告の「私事の秘匿」を侵害したこと以外にも、「データ・ダブル」によるプライバシーの侵害が存在する。本件小説の中では、主人公Aは政治家であり、その選挙の様子や女性関係等が書かれている。これはあくまでフィクションであっても、この主人公と同じような経歴をもつ人物Bが実際に存在している場合、作者やBがこれはフィクションであると主張したとしても、読者はこの小説の中のAとBを同一の存在として認識してしまう。小説の中でAの私生活を描写したことは、Bの私生活を公開し秘密を暴露した（「モデルが明らかにAである」＝「Aの私的情報を公開した」<sup>76</sup>）と判断することができる。これは伝統的プライバシー権からみる侵害（私事の秘匿に対する侵害）である。

しかし、これを「ダブル」の面から考察すると、異なる考え方でプライバシーの侵害がさ

れている。判決では、私生活の公開がプライバシー侵害と認定されたが、阪本氏はこれについて、本件の問題の本質は個人の私生活の秘密が暴露されたことではなく、一般の人々にBの人物像と小説により創作された人物像Aを重ねられたことにあるという。つまり、Aは小説の中の存在であるにもかかわらず、あたかもそれば実在するBのように思われ、BはAとして人々の記憶にインプットされ、その視点から個人の自己がとらえられる可能性がある<sup>77</sup>。重複するが、プライバシー権とは、「自己の存在にかかわる情報を開示する範囲を選択できる権利」<sup>78</sup>であり、「自己イメージのコントロール権」<sup>79</sup>である。このように、小説の中で明らかにBがAのモデルとなったと推測ができる場合、小説が多くの読者の目に触れることは、Bが公に周知させたい自己イメージを崩壊させるという、イメージのコントロール権が害されたと言える。

このような他人によって物語的に構成された個人の情報は、前述した「データ・ダブル」に対比させて「ファンタジー・ダブル」<sup>80</sup>と述べられている。この「ファンタジー・ダブル」と「データ・ダブル」に関するプライバシー侵害は、他人の家の覗き見・ゴシップ記事・ワイドショー等も自身の「ダブル」を構成する可能性があり、この考え方ではプライバシー侵害のかなりの部分をカバーすることになる<sup>81</sup>。

データ・ダブルの問題に代表される「第3期——システムコントロール」<sup>82</sup>におけるプライバシー侵害も、自己情報コントロール権とも関連が深い。重複するが、Xに関する情報を有する機関が、Xについての情報がある人物に開示することにより、Xの情報を取得した人物自身がその情報からXはどのような人物なのか人物像を構成し、その人物を判断する。また、情報を取得した人物は、Xに関する情報を他者に発信することが可能になる。これは日常生活にも直結する問題である。例えばある人物に関する情報が収集された際に、その人物の経歴に破産・ブラックリスト記載等の経済的問題があるという情報が保有されていた場合、その人物からの借入れ申し込みなどは厳しい審査がなされる可能性がある。これが本当である場合はともかく、これが誤った情報である場合は深刻な問題となる。そのために、プライバシー権には、私事を秘匿し、自身がどの情報を公開するか、どの人物に公開するかと共に、その情報の抹消・訂正に関しても抹消・訂正ができることが求められる。棟居氏が述べた「役割イメージの自由」は、「個人の尊厳」に関わる。人は家族・交友関係・地域・職場等様々な社会関係に身を置きながら様々な役割を分担し、情報を加工し、発信することで自らのイメージを構築している<sup>83</sup>。情報化社会の中では自分の帰属集団に自身のイメージ形成を可能ならしめるため、公的機関やマスメディア等当人以外の権力がそのような営みを行うことは個人の自律の破壊なのである<sup>84</sup>。

伝統的見解においても自己情報コントロール権においても、プライバシー侵害の本質は、その領域へ侵入した者の得た情報が、その情報の人物の判断基準として用いられることにあると考えられる。プライバシー権の請求権面は、現代の情報化社会の中でも重要になる。例

例えば、「データ・ダブル」の問題においても、自身に関する情報が収集された際に、もしもその記録された情報に誤りがある場合は個人が不利益を受ける場合も存在する。前述した「旧海軍台湾籍民軍属に関する事件」のように、国民は自己が評価対象とされているか否かに対し、情報を管理する側へのセーフガード<sup>85</sup>として請求権としてのプライバシーを保有するのである。

## 2. 自己情報コントロール権に関する問題

現代においてはその社会状況の変化から、プライバシーの保護が必要な領域は多岐にわたっている。「正直に言えば、当初は、電話番号帳もあり、人の氏名・住所・電話番号などは自己情報コントロール権として保護されなければならないとは思ってはいませんでした。」<sup>86</sup>という佐藤氏の発言にもあるように、プライバシー権が社会変化と共に変化していることから、現代ではさらなる自己情報コントロール権の明確化とともに、プライバシーが保護される領域も整備されなくてはならない。

現在自己情報コントロール権は通説的見解として肯定的に受け入れられている。情報コントロール権というプライバシー権の捉え方は、伝統的見解に欠落していた請求権的側面（自己情報への閲覧・訂正請求権）をその内実に取り込もうとする努力の表れと推察できる<sup>87</sup>。他にも、自己情報コントロール権には、プライバシー侵害の論拠が明確になり、憲法で規定された表現の自由と同等の権利と主張することも可能になったこと<sup>88</sup>・伝統的見解に欠落していた請求権的な側面を取りこむことで自己情報の訂正・閲覧を請求する権利として位置づけたこと<sup>89</sup>・データバンク化した行政に対抗する武器を国民に供給しえたこと<sup>90</sup>等、プライバシー保護に非常に画期的な考えをもたらした良い面は多い。

しかしその一方で、自己情報コントロール権に関する問題点にも留意しなければならない。実際に、プライバシー権を現代的な情報のコントロールという面を強調することに懐疑的な見解もある。自己情報コントロール権説は、本来コントロールできない性質をもつ知識・情報をプライバシーの概念に取り入れようとしているところに本質的欠陥をもつ<sup>91</sup>。他にも、情報コントロール権によらずとも自由権ないし防禦的性格をもった伝統的プライバシーの概念で十分処理できること<sup>92</sup>・自己情報コントロール権としてのプライバシーの権利が狭すぎること<sup>93</sup>・「自己情報コントロール権」は新しい文言である故に文言が分かりにくく曖昧であること<sup>94</sup>・自己情報コントロール権は請求権的側面を含むものの、自己情報の閲覧・訂正・抹消などの請求は法令の根拠もなく憲法13条に基づいて当然に認められるわけではないこと<sup>95</sup>・人の道徳的自律の存在の関わる情報（「プライバシー固有情報」）<sup>96</sup>と直接関わらない個別的情報の差や「固有情報」の範囲が明確さを欠くこと<sup>97</sup>、等である。それに関連して、「プライバシー固有情報」と「外苑情報」と区別はどのように行われるのかという問題がある。プライバシーが保護される範囲とは、①秘匿性の高い固有情報に当たる情報が意に反し公開

された場合・②秘匿性は低いが公開を予定されていない個人識別情報が意に反して公開され、私生活上の平穩が害されると評価できるような場合、という見解がある。つまり、プライバシーの内実を為すものは、「プライバシー固有情報」（前科思想等秘していきたい個人の情報）及び、「プライバシー外苑情報」であるとされた<sup>98</sup>。しかし、それとは対照的に、プライバシー保護を広く捉え、情報それ自体はセンシティブ性は低い、情報化社会の中では「それが蓄積され効率的利用の対象とされるとき、個人の生活様式を裸にし、道徳的自律の存在としての個人を脅かす契機をはらんでいる」<sup>99</sup>という見解もある。このプライバシーの公的・社会的面のみに着目せず、情報の性質を考慮しながらプライバシー侵害か否かを判断すべきという見解<sup>100</sup>にも留意すべきであろう。

しかしながら、情報の性質から、センシティブ性の高低という観点から、プライバシーの固有情報・外苑情報として個人情報二分し、保護の度合に強弱を付けることは容易ではないだろう<sup>101</sup>。例えば住所氏名等のような単純な個人識別情報や、ある一定の範囲の人物には公開されている情報のように、判例でプライバシーと認定されていない情報は保護されないのかという問題もあるが、これは判例の蓄積を待つしかない問題である。そのため、「自己情報」・「コントロール」という文言であっても、自己に関する情報を完全にコントロールすることはできないため何らかの制約を課すことが必要であろう<sup>102</sup>。

以上から、自己情報コントロール権に関する議論を総括すると、かつてはプライバシーの侵害とは、「私事の秘匿」という不特定多数の人物に情報が公開されないようにするものだった。それは、不特定多数の人に情報が公開されないことに加え、特定の者に自身の個人情報が公開されたことによる侵害を意味する。自己決定を主張すると、情報を誰にどこまで公開するか決定する権利・情報を有する者に対する収集・利用・管理の責任を求める権利であるが、これを徹底すれば、生活の平穩や自己領域を守ることに繋がる。

学説・判例の変遷や社会変化の動向を受け、個人情報保護法は平成15年に制定されたが、現在でも憲法・民法・刑法にプライバシー侵害を直接的に処罰する条文はない。これは、軽犯罪法1条1項（他人の住居の覗き見の禁止）、民法235条1項（相隣地の観望の規制）、刑法133条（信書開披罪）等で具体化されている。伊藤氏は米国のプライバシー権を述べるに当たり、プライバシーの権利は極めて多彩な内威容を含むこと、立法によって権利を確立する際は、明確な限定をおくことが当然に要求される<sup>103</sup>、論じているが、この考え方は日本においても同様であろう。個人情報保護法の問題としては、思想信条にかかわる情報の原則的収集禁止規定がない・訂正の申請を認めるだけで訂正請求権を認めていない等諸外国の法制と比較して不十分な点が多い<sup>104</sup>。伝統的プライバシー権のポイントの「私事の秘匿」と自己情報コントロール権の「私人に関する情報の閲覧・訂正・末梢の請求」・「情報の収集・利用・管理」では求められている保障が異なる。個別法律をつくるのがよいのか、それとも解釈を変更するのが良いのか、という立場もあるが、私見としては、権利保障のためには将来的に

は個人情報保護法のようなさらなる明確な立法も必要と思われる。

#### IV. まとめ——本研究の総括と残された課題

プライバシーの概念や保護されるべき利益は時代によって変化している。かつては私事の秘匿が重要だったが、現在は「情報のコントロール」や個人情報の保護という側面が重要視されている。そのため、事項で述べる自己情報コントロール権は、自己情報の統制として、情報を有する者へ自身に関する情報の収集・管理・利用・開示・訂正・抹消を請求できる権利として構築されると共に、その保護される内容が重要になる。

プライバシーの権利と称されるものの本質は「自己情報をコントロールする権利」であり、これによって実現しようとしている利益・価値は「個人の尊厳」である<sup>105</sup>。かつての日本において、プライバシー保護の観点から名誉感情や身分に伴う名誉を保護してきたところからも、個人の人権保障が希薄であったとはいえない。プライバシー権に関わる法や判例は、国民的関心を反映している。プライバシー侵害に関しては厳罰化による防止が期待できず、予防や対策が困難である。そのため、一つ一つの裁判事例について、表現の自由や個人の人権保障との調整を考慮しながら、立法による具体化を期待すると共に、人権保障の意識を高めていくことが重要になる。

伊藤氏の述べるように、プライバシー侵害が法的救済を受けるためには私生活の尊重が要求されると共に、プライバシー侵害の増加にはいくつかの条件が考えられるという。通信・交通技術の発達と拡大、マスメディア等の企業の営利活動の為の個人の人権への侵害である<sup>106</sup>。これは資本主義が一定の成長を遂げた結果であるが、マスメディアの暴露的記事を期待し、表現の自由を主張する一方で、情報の伝達速度や公開できる範囲が広まったことで、個人の人権の保護や私生活と秘密の保護を強く求めるという相反した思想によるものであろう。

プライバシーは、その理論が日本に紹介されてから現在に至るまでもその使用範囲や保護を求める範囲が拡大傾向にあるにもかかわらず、これまでプライバシーの関する学説の傾向を概観していえることだが、プライバシー権が主張された当初から、日本ではプライバシー権を、個人の人権保護のため絶対的に保障されなければならない権利、とは認識されていないように思われる。常に他の権利との調整が念頭に置かれてきた。現在でも、日本国憲法でも保障される表現の自由との調整は解決が最も困難な問題の一つである。その解決において、裁判においては、利益衡量をおこなう他ないかもしれないが、安易に一方的に表現を規制したり、公の利益の為に個人の人権をないがしろにすることがあってはならない。今後は表現を行う際は、その情報の収集過程から利用・管理等、国民の知る権利と共に、情報のコントロールについても本格的な検討が必要になる。

- 
- 1 伊藤正己・戒能通孝「序」伊藤正己・戒能通孝『プライバシーの研究』冒頭の頁（松岳社、1962）。
  - 2 平松毅「プライバシーの権利とその憲法上の地位」新聞研究No.433 10頁（1987）。
  - 3 拙稿の「我が国におけるプライバシー権の確立」東洋大学大学院紀要54巻39頁以下（2017）参照。以降文中において前稿とは本論文を指す。
  - 4 サムエル・D・ウォレン、ルイス・D・ブランダイス（外間寛訳）「プライバシーの権利（一）——*The Right to Privacy*（4 Harv. L. Rev. pp.193-220〔1890〕）」法律時報350号18頁以下（1959）、及びサムエル・D・ウォレン、ルイス・D・ブランダイス（外間寛訳）「プライバシーの権利（二完）*The Right to Privacy*（4 Harv. L. Rev. pp.193-220〔1890〕）」法律時報351号80頁以下（1959）参照。
  - 5 同上。
  - 6 佐藤幸治「論説 プライヴァシーの権利（その公法的側面）の憲法論的考察（一）——比較法的検討——」法学論叢第86巻第5号35頁（1970）
  - 7 升田純『現代社会におけるプライバシーの判例と法理——個人情報保護型のプライバシーの登場と展開——』3頁（青林書院、2009）。阪本氏はプライバシー権を「私生活」と関連づけて理解する考え方を便宜上「伝統的な見解」と述べている。（阪本昌成「プライバシー権」No.41 6頁（1984））、本稿でも同様に自己情報コントロール権に対し、私事の秘匿を中心とする考え方のプライバシーに対する考え方を「伝統的プライバシー権」とする。
  - 8 阪本氏は日本のプライバシー権について、「宴のあと事件」の影響をあわせて論じている。阪本昌成『プライバシーの権利』189頁（成文堂、1982）。
  - 9 上机美穂「個人情報とプライバシーの保護——『早稲田大学講演会名簿提出事件』を題材に——」法学研究年報第三十四号 177頁（2005）。
  - 10 「プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立する…本件記事が週刊誌に掲載された当時の被上告人の年齢や社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによって被上告人のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度、本件記事の目的や意義、公表時の社会的状況、本件記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断することが必要である。」（長良川リンチ殺人事件報道訴訟：最判平15・3・14民集57・3・229）。
  - 11 ノンフィクション「逆転」事件（最判平6・2・8民集48・2・149）では、プライバシー権という言及はないものの、「みだりに前科等に関わる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益」があることを判示した。刑事事件・裁判という社会一般の関心・批判の対象と

なるべき事項にかかわるので、①事件それ自体を公表することに歴史的又は社会的意義が認められるような場合、②その者の社会的活動の性質あるいはこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度いかににおいては、その活動に対する批判・評価の位置資料として、公表を受忍しなければならない場合もある。さらに、③社会一般の正当な関心対象となる公的立場にある人物である場合には、公職にあることの適否等の判断資料として、公表は違法とはならないとされた。

- 12 小説の主人公の女性の外見（腫瘍の様子等）・持病等を小説の中で詳細に描写したことから、モデルとされた女性が特定できる可能性があった。このことがプライバシー及び名誉感情を侵害しているとされる（「石に泳ぐ魚」事件：最判14・9・24集民207・243）。
- 13 指紋は、指先の紋様であり、それ自体では個人の私生活や人格、思想、信条、良心等個人の内心に関する情報となるものではないが、性質上万人不同性、終生不変性をもつので、採取された指紋の利用方法次第では個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性があり、憲法13条は、国民の私生活上の自由が国家権力の行使に対して保護されるべきことを規定していると解されるので、個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するものというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、同条の趣旨に反して許されないと判示された（最判平7・12・15刑集49・10・842）。
- 14 「個人の私生活の一つとして、何人もその承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有する…警察官が正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条に反し、許されない。」として、容ぼう・容姿はプライバシー権の一種としての「肖像権」として具体的権利性を認めた（京都府学連事件：最大判昭44・12・24刑集23・12・1635）。
- 15 『ジャニーズ・ゴールド・マップ』（定価1万円）にジャニーズ所属タレントの住所等が詳細に記載されているため、プライバシー侵害が肯定され、書籍の出版・販売差し止めが認められた（ジャニーズ追っかけ本事件：東京判平10・11・30判タ995・290）。同様の事例に、宝塚歌劇団所属団員の住所等を記載した書籍の出版・販売を差し止める仮処分申し立てが容認された事例がある（「タカラヅカおっかけマップ」事件：神戸地決平9・2・12判時1604・127）。
- 16 高柳賢三・大友一郎・田中英夫『日本国憲法の制定の過程 II 解説——連合軍総司令部側の記録による——』20頁（有斐閣、1972）。
- 17 高柳賢三・大友一郎・田中英夫『日本国憲法の制定の過程 I 原文と翻訳——連合軍総司令部側の記録による——』8頁以下（有斐閣、1972）。
- 18 ウォレン・ブランダイス・前掲註（4）。
- 19 藤竹暁「日本人のプライバシー意識」ジュリストNo.742 168頁以下（1981）。
- 20 辰村吉康「第三章 プライバシーと言論の自由 第一節 プライバシー侵害言論の司法審査

- 基準 二 プライバシー権に基づく事前差止」榎原猛編『プライバシー権の総合的研究』202頁以下（法律文化社、1991）。松井氏は、プライバシー権と名誉権が厳密に区別されていないことや、両者が訴訟で同時に提起されることも多いことから、名誉毀損の法理でプライバシー権が理解され法理が錯綜していることを指摘している。松井茂記『「マス・メディア法」入門』166頁（弘文堂、1988）。
- 21 片野勸『戦後マスコミ裁判と名誉毀損』i はじめに（論創社、2010）。
  - 22 阪本昌成『プライバシー権論』2頁（日本評論社、1986）。
  - 23 五十嵐清『人格権論』81頁以下（一粒社、1989）。米国の理論としていくつかのプライバシー権の類型が示され、五十嵐氏はプライバシー権として「領域への侵入」と「私事の公開」を中心に論じている。
  - 24 堀部政男『現代のプライバシー 岩波新書（黄版）130』202頁（岩波書店、1980）。
  - 25 阪本・前掲註（7）、7頁。
  - 26 山田卓生『私事と自己決定権』339頁以下（日本評論社、1987）。
  - 27 「現代社会において、他者から自己の欲しない刺激によって心を乱されない利益、いわば心の静穏の利益もまた、不法行為法上、被侵害利益となりうるものと認めてよいと考える。この利益が宗教上の領域において認められるとき、これを宗教上の人格権あるいは宗教上のプライバシーということもできるが、それは呼称の問題である。これを憲法13条によって基礎づけることもできなくはない。」（「殉職自衛官合祀拒否事件」（最大判昭63・6・1民集42・5・277：伊藤正己裁判官反対意見））。
  - 28 山本敬三「前科の公表によるプライバシー侵害と表現の自由——ノンフィクション『逆転』訴訟を手がかりとして——」民商法雑誌第116巻第4・5号 630頁以下（1997）。
  - 29 潮見佳男『不法行為法I〔第2版〕〈法律学の森〉』196頁以下（信山社、2009）。
  - 30 杉原則彦「[20] 1 大学主催の講演会に参加を申し込んだ学生の氏名、住所等の所法は法的保護の対象となるか 2 大学がその主催する講演会に参加を申し込んだ学生の氏名、住所等の情報を警察に開示した行為が不法行為を構成するとされた事例」法曹時報第56巻12号227頁以下（2004）。
  - 31 平松・前掲註（2）、12頁。伊藤氏は米国の判例理論の紹介から情報コントロール権説についても言及し、「自己の私的領域に属することは、自ら決定することができ、他者とくに公権力によって干渉されない自由をもつことが、プライバシーの内容とされる。」とし、服装決定の自由・夫婦が子どもをもつ自由・自己の生死を決定する自由等を例に挙げている。伊藤正己『憲法』230頁以下（弘文堂、1982）。
  - 32 佐藤幸治『現代法律学講座5 憲法〔新版〕』408頁（青林書院新社、1990）。
  - 33 阪本・前掲註（7）、6頁。
  - 34 米国の動向に対応して、日本でもプライバシー権を情報コントロール権とみる見解が支持さ



- れている。平松・前掲註(2)、12頁。
- 35 佐藤幸治「憲法13条と自己情報コントロール権」NBL No.912 18頁(2009)。
- 36 「前科紹介事件」においては、「他人に知られたくない個人の情報は、それがたとえ真実に合致するものであつても、その者のプライバシーとして法律上の保護を受け、これをみだりに公開することは許されず、違法に他人のプライバシーを侵害することは不法行為を構成するものといわなければならない。このことは、私人による公開であつても、国や地方公共団体による公開であつても変わるところはない。」(最判昭56・4・14民集35・3・620伊藤正巳裁判官補足意見)とされているこのように、プライバシー概念を積極的なものとして位置付けている判例も見られる。ノンフィクション逆転事件(東京地判昭62・11・20民集48・2・218)では、「他人がみだりに個人の私的事柄についての情報を取得することを許さず、また、他人が自己の知っている個人の私的事柄をみだりに第三者へ公表したり、利用することを許さず、もって人格的自律ないし私生活上の平穩を維持するという利益(以下、「プライバシーの権利」という。)は、充分尊重さるべきである。他人がみだりに個人の私的事柄についての情報を取得することを許さず、また、他人が自己の知っている個人の私的事柄をみだりに第三者へ公表したり、利用することを許さず、もって人格的自律ないし私生活上の平穩を維持するという利益(以下、「プライバシーの権利」という。)は、充分尊重さるべきである。」と判示している。つまり、事実(情報)の「公表」だけではなく、「利用」の面が重要とされている。文言の違いを見れば、プライバシーについて、「宴のあと事件」では「私生活」、「ノンフィクション逆転事件」では「私的事項」となっている。しかし両者で対立しているのは表現の自由であり、当該人物に関する事柄の公益性・公共の利害であり、個人情報保護はそれほど議論されてはいない。しかしながら、これらの判例にあるように、「第三者への公表」・「利用」という面も指摘されている。このように、伝統的プライバシーが中心に争われている判例の中においても、自己情報コントロール権の視点を取り入れられている。
- 37 白井雅子「個人情報保護、プライバシー権および権利主体の行方に関する一考察」中央学院大学法学論叢24(1/2)201頁(2011)。
- 38 山本龍彦「プライバシーの権利」ジュリストNo.1412 80頁以下(2010)。なお、原文では「第3期——システムコントロール?」と表記されているが、本稿では便宜上「第3期——システムコントロール」と表記している。
- 39 同上、80頁。
- 40 白井・前掲註(37)、202頁。
- 41 山本・前掲註(38)、80頁。
- 42 佐藤・前掲註(6)、12頁以下。佐藤氏は米国の判例理論を紹介しながら、後半で、米国のプライバシー権についての考え方を日本にあてはめて論じている。
- 43 山本・前掲註(38)、80頁以下。

- 44 佐藤・前掲註 (32)、408頁。
- 45 佐藤幸治『現代国家と人権』271頁 (有斐閣、2008)。
- 46 棟居快行「プライバシー概念の新構成」神戸法学雑誌第36巻第1号 20頁 (1986)。
- 47 同上、17頁。
- 48 同上、20頁。
- 49 山本・前掲註 (38)、80頁。
- 50 芦部信喜『憲法学Ⅱ 人権総論』378頁 (有斐閣、1994)。
- 51 佐藤・前掲註 (45)、439頁。これに関して、個人情報の閲覧・訂正請求に関する事例がある。Xは直属の上官の承認を得て除隊したが、自身が海軍軍人・軍属であった当時の「身上調査票」に「逃亡」と記載されていた。これを誤りとして国に名誉毀損に基づく損害賠償・謝罪広告の請求と人格権(プライバシー権)に基づく記載の抹消を請求した事例(「旧海軍台湾籍民軍属に関する事件」東京高判昭63・3・24判タ664・260)がある。判旨ではXの主張通りではないが、一般論として自己情報末梢・訂正の請求権を認めた。
- 52 松井茂記「情報コントロール権としてのプライバシーの権利」法学セミナーNo.404 41頁 (1988)。
- 53 同上、37頁。
- 54 佐藤功『憲法(上)〔新版〕』192頁 (有斐閣1983)。
- 55 松井・前掲註 (52)、40頁。
- 56 芦部・前掲註 (50)、382頁、松井・前掲註 (52)、41頁。
- 57 芦部・前掲註 (50)、382頁。
- 58 阪本・前掲註 (8)、151頁。
- 59 山本・前掲註 (38)、82頁以下。
- 60 阪本俊生『青弓社ライブラリー55 ポスト・プライバシー』100頁 (青弓社、2009)。
- 61 平松・前掲註 (2)、14頁以下。
- 62 山本・前掲註 (38)、83頁。
- 63 5回共同討論第5回「表現・存在・匿名」東浩紀・濱野智史『ised 情報化社会の倫理と設計』(河出書房出版、2010)。5回共同討論第5回「表現・存在・匿名」東浩紀・濱野智史『ised 情報化社会の倫理と設計』318頁 (河出書房出版、2010)。
- 64 阪本・前掲註 (22)、11頁。
- 65 山本・前掲註 (38)、83頁。
- 66 阪本・前掲註 (60)、27頁。
- 67 同上。
- 68 阪本・前掲註 (60)、41頁以下。
- 69 同上、44頁以下。

- 70 同上、43頁以下。
- 71 同上、44頁。
- 72 棟居快行『学術選書3 憲法 人権論の新構成 第1版改版新装第1刷』196頁（信山社、2008）。
- 73 松井・前掲註（52）、38頁。
- 74 「旧海軍台湾籍民軍属に関する事件」の控訴審（東京高判昭63・3・24判タ664・260）の考察に関して、飯塚氏は、ある個人に関する情報を他人が保有する場合、その情報の保有者は何らかの決定をするためにその情報を保有するのであるから、誤った情報が保有されているとそれによって誤った決定がなされる場合があるため、当該人物にはその情報の真実性に対する権利の要求・権利が認められなければならない、その権利の効果として自己情報訂正請求権が認められるべきであるとしている。飯塚和之「民法判例レビュー 22 民事責任 ◆精神的人格権の新展開」判例タイムズNo.671 86頁（1988）。
- 75 棟居快行「情報化社会と個人情報保護」ジュリストNo.1215 36頁（2002）。
- 76 判決では「私生活の公開とは、公開されたところが必ずしもすべて真実でなければならないものではなく、一般の人が公開された内容をもって当該私人の私生活であると誤認しても不合理でない程度に真実らしく受け取られるものであれば、それはなおプライバシーの侵害としてとらえることができるものと解すべきである。」とされた（東京地判昭39・9・28下民集15・9・2317）。
- 77 阪本・前掲註（60）、48頁以下。
- 78 佐藤・前掲註（32）、408頁。
- 79 プライバシーを私人間におけるイメージのコントロールと考え、家族・友人・恋人等特定の親密な者同士の間で成立する社会関係における相互の役割イメージの積み重ねをプライバシーとしている。棟居快行「ノンフィクションとプライバシー——『逆転』事件東京地判昭和62・11・20」ジュリストNo.905 61頁（1988）。
- 80 阪本・前掲註（60）、48頁以下。
- 81 同上、49頁以下。
- 82 山本・前掲註（38）、82頁以下。
- 83 棟居・前掲註（75）、37頁。
- 84 同上、37頁以下。
- 85 阪本・前掲註（22）、10頁。
- 86 佐藤幸治氏の発言 佐藤幸治+「国家と憲法」研究会「佐藤幸治憲法学との対話 討論」法律時報82巻5号 55頁（2010）。
- 87 阪本・前掲註（22）、8頁以下。
- 88 松井・前掲註（52）、39頁。判例によってプライバシー侵害とされた本人の承諾なき写真撮

影・指紋押捺・自己情報の開示等を憲法により保護するためには、プライバシー権を憲法的権利として認める以外にないと結論付けたためである。

- 89 阪本・前掲註 (22)、8頁以下。
- 90 棟居・前掲註 (46)、21頁。
- 91 阪本・前掲註 (7)、9頁。
- 92 阪本・前掲註 (8)、190頁。伝統的プライバシー権は判例・学説により公式化されているが、情報コントロール権はその内容・外延共に未確定である。実際に、判例もプライバシー権の自由権的な性格の本質をめぐって展開しているものも多い。
- 93 新保史生『プライバシーの権利の生成と展開』128頁 (成文堂、2000)。
- 94 情報コントロール権説は「情報」という概念にあまりに広い内容を取り込みうるがゆえに実益を有し、理論的限界を有しているという指摘がある。棟居・前掲註 (46)、21頁。同様に、「自己情報」や「コントロール」の意味が明瞭でないとする指摘もある。松井・前掲註 (52)、38頁。
- 95 芦部・前掲註 (50)、382頁以下。前述した旧海軍台湾籍民軍属に関する事件の控訴審において、原告の請求が認められなかった。人格権に基づく自己情報訂正請求権を認め、原則として情報主体からの誤った個人情報の抹消・訂正を認めるべきだが、軽微な誤りにもかかわらず訂正が情報保有者を害する目的でなされたり、訂正に多大な負担や費用がかかる場合等は、自己情報訂正請求権の乱用になるとして、請求が棄却されることになる。飯塚・前掲註 (74)、86頁。同様に、「自己情報コントロール」としてプライバシー権を定義づけることは支配可能性のない (極めて少ない) 情報について支配を論じようとしているため権理論としては失敗であることや、個人情報保護に関して支配可能性を論拠づけうる唯一の理論構成は財産権的な接近方法であるが、これでは有名人の個人情報を保護対象とすることになりかねず、プライバシー概念または個人情報が何から距離を取ってデータの正確性・最新性・関連性に焦点を当てた主張を展開する方が賢明であるという見方もある (阪本昌成『学術選書53 憲法表現権利論』62頁 (信山社、2011))。
- 96 佐藤・前掲註 (32)、409頁以下。
- 97 芦部・前掲註 (50)、381頁。
- 98 佐藤・前掲註 (6)、24頁以下。
- 99 佐藤幸治「第13条 個人の尊重・幸福追求」樋口陽一他『注釈 日本国憲法 上巻』294頁以下 (青林書院、1984)。
- 100 松井・前掲註 (52)、40頁。
- 101 芦部・前掲註 (50)、385頁。
- 102 村上康二郎『現代情報社会におけるプライバシー・個人情報の保護』37頁 (日本評論社、2017)。

- 103 伊藤正己「プライバシーの権利の理論的基礎」伊藤・戒能・前掲註(1)、122頁。
- 104 芦部・前掲註(50)、383頁。
- 105 佐藤・前掲註(6)、25頁。
- 106 伊藤正己『プライバシーの権利』9頁以下(岩波書店、1976)。

# **The right of privacy in Japan and development of the right to control self information**

SHIZAWA, Masumi

## **Abstract :**

The right of privacy that developed in Europe and the United States was received in Japan and developed. The privacy is exposed to the crises of the infringement now. The reason is the rapid development of the computer in the information-oriented society and a change of the expression medium. Among them,

After case of "Utage no ato" (1964), Right to control one's personal information was insisted on in addition to a traditional right to privacy ("Right to be let alone"). The theory about the privacy developed. Peace and self-determination of the personal life came to be insisted on. And a right to privacy showed a problem called 「Data double」.

The traditional right to privacy is to remove the interference of others. Right to control one's personal information is a right to decide information disclosure about oneself by oneself.

**Keywords :** privacy, Concealment of the private affair, Right to be let alone, Right to control one's personal information, Data double.